

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果について

令和 7 年 1 0 月 1 日
埼玉県環境部大気環境課長
水 環 境 課 長

廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者から県に報告されたダイオキシン類濃度の測定結果（令和6年度分）をとりまとめましたので公表します。

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設の設置者に対して、年に1回以上、排出ガス（大気基準適用施設）、排出水（水質基準適用事業場）、ばいじん（廃棄物焼却炉のみ）及び燃え殻（廃棄物焼却炉のみ）のダイオキシン類濃度を測定し、都道府県知事に報告することを義務づけています。

[ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項、第2項、第3項]

都道府県知事は、事業者から報告を受けた測定結果の公表をするものとされています。

[ダイオキシン類対策特別措置法第28条第4項]

1 設置者の測定結果一覧表

測定結果は、県内7か所の環境管理事務所ごとの一覧表になっています。公表対象測定期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日です。公表対象測定期間後に測定を実施し、報告のあったものについては、今回の公表内容には含みません。

※事業所所在地は、令和7年3月31日時点の情報を掲載しています。

※「ダイオキシン類対策特別措置法」又は「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により事務が移譲されている、さいたま市、川越市、越谷市、川口市及び所沢市に設置されている施設の測定結果の公表は、それぞれの市で行います。）

【各環境管理事務所の名称及び所管地域一覧】

◎中央環境管理事務所

（鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町）

◎西部環境管理事務所

（飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町）

◎東松山環境管理事務所

（東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村）

◎秩父環境管理事務所

（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町）

◎北部環境管理事務所

（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）

◎越谷環境管理事務所

（草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）

◎東部環境管理事務所

（行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）

【一覧表の見方】

[区分]

大気又は水質の特定施設の種類ごとに定めています。

特定施設（大気基準適用施設）の区分

(単位：ng-TEQ/m³)

区分	特定施設の種類		排出基準	
			新設	既設
2	製鋼用電気炉		0.5	5
4a	アルミニウム合金製造	焙焼炉	1	5
4b		溶解炉		
4c		乾燥炉		
5a	廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/h以上	0.1	1
5b		2 t/h以上 4 t/h未満	1	5
5c		200kg/h以上 2 t/h未満	5	10
5d		100kg/h以上 200kg/h未満		
5e		100kg/h未満		

特定施設（水質基準適用施設）の区分

(単位：pg-TEQ/L)

区分	特定施設の種類	排出基準
15a	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10
15b	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	水質基準適用事業場から排出される汚水等を含む下水を処理する下水道終末処理施設	

[規模又は排水量]

例えば、廃棄物焼却炉は1時間当たりの焼却能力[kg/h]を、水質基準適用事業場は1日当たりの排水量[m³/日]を記載しています。

[新・既]

新設・既設の区分

	特定施設の種類	既 設	新 設
①	焼却能力200kg/h以上の廃棄物焼却炉 製鋼用電気炉	平成9月11月30日 までに設置	平成9月12月1日 以降に設置
②	①以外の特定施設	平成12月1月14日 までに設置	平成12月1月15日 以降に設置
③	ダイオキシン類対策特別措置法の改正により、新たに特定施設に該当したもの	改正日の前日まで に設置	改正日以降に設置

[測定結果]

○測定結果が定量下限未満の場合「0.0」と表示し、「備考」の欄に「測定値<定量下限値」と記載しています。

○単位については、下記のとおりです。

ng 10億分の1グラム

pg 1兆分の1グラム

TEQ 毒性等量（ダイオキシン類は多数の異性体があり、それぞれ毒性が異なるため、毒性を考慮して算出したものです）

m³ 排出ガス量（立方メートル）

L 排出水の量（リットル）

2 測定結果の概要

(1) 報告施設数

	排出ガス	排出水 ^{*2}	ばいじん	燃え殻
① 公表対象測定期間中に測定を実施した施設数 ^{*1}	1 7 0	1 4	1 3 6	1 2 6
② ①のうち、排出基準を超過した施設数 (ばいじん・燃え殻については省令で定める処分基準を超過した施設数)	0	0	1 4 ^{*3}	0

*1 公表対象測定期間後に測定したものは含みません。

*2 排出水については、施設数ではなく事業場数で集計しています。

*3 環境省令で定める処分基準は3ng-TEQ/g ですが、既設の施設の場合、下記の方法により処分を行う限りこの基準は適用されません。

- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

注) 公表対象測定期間について

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間の測定結果を公表の対象としています。

(2) 測定結果

【排出ガス】

	報 告 施設数	測定結果の範囲 (ng-TEQ/m ³)
製鋼用電気炉	3	0.0000055 ～ 0.57
アルミニウム合金製造用施設	2 3	0.000002 ～ 1.7
廃棄物焼却炉	1 4 4	0.0 ～ 4.3

【排水水】

	報 告 施設数	測定結果の範囲 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設を設置する事業場 (下水道終末処理施設を設置するものを除く)	3	0.000033 ～ 0.64
フロン類破壊用プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設を設置する事業場	1	0.0
下水道終末処理施設を設置する事業場	1 0	0.0 ～ 0.11

【ばいじん】

	報 告 施設数	測定結果の範囲 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	1 3 6	0.0 ～ 50

【燃え殻】

	報 告 施設数	測定結果の範囲 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	1 2 6	0.0 ～ 1.1

3 行政指導等

○排出ガス等の測定、報告をしていない設置者に対しては、測定を実施し、結果を報告するよう立入検査等により指導しました。

今後も立入検査や行政測定等により設置者による測定及び報告の徹底を図ります。